

会 議 録

会 議 の 名 称	令和2年度第2回所沢市入札監視委員会
開 催 日 時	令和2年11月19日(木) 午後2時55分から
開 催 場 所	所沢市役所4階 入札室
出席者の氏名	新井 哲也(埼玉県川越県土整備事務所 所長) 高島 誉章(公認会計士) 小寺 智子(弁護士)
欠席者の氏名	なし
議 題	1 入札及び契約手続の運用状況等の報告 2 審議事案の抽出結果報告 3 抽出された事案の審議 4 その他
会 議 資 料	1 会議次第 2 入札方式別発注工事総括表(様式第1号) 3 入札方式別発注工事一覧表(様式第2号) 4 入札参加停止等の措置状況総括表(様式第3号) 5 入札参加停止等の措置状況一覧表(様式第4号) 6 抽出事案説明書(様式第5号)
担 当 部 課 名	【担当課等】 (建設部)末廣営繕担当参事、牧田営繕課主幹 市村公園課長、大野公園課主査 (産業経済部)青木農業振興担当参事 長谷川農業振興課主査 (上下水道局)磯総務担当参事、細淵総務課副主幹 羽賀総務課主査 他 各担当課職員 【事務局】 青木総務部長、梅崎総務部次長、奈良契約課長 他 契約課職員

発言者	審議の内容
	<p>議 事</p> <p>1 入札及び契約手続の運用状況等の報告</p> <p>令和2年4月1日から令和2年9月30日までの市、上下水道局発注工事における入札方式別件数及び入札参加停止等の措置状況について事務局より報告した。</p> <p>2 審議事案の抽出結果報告</p> <p>審議の対象となる事案の中から、落札率が著しく低い事案1件、応札が1者のみの事案1件、辞退者が多い事案1件、1者特命随契約の事案2件の計5件を抽出した旨、抽出委員より報告があった。</p> <p>3 抽出した事案の審議</p> <p>「所沢カルチャーパーク管理棟新築工事」</p> <p>抽出理由：1者入札である。</p> <p>入札参加は4者だったが、結果的に1者のみの応札となり、競争原理は働いたと言えるのか、また入札辞退した3者の辞退理由は何でしょうか。</p> <p>入札辞退した3者は、事前公表された設計金額で施工するのは、利益が出ないと判断したものと思われます。</p> <p>業者にとって設計金額が低額だったのでしょうか</p> <p>そうだと思われます。</p> <p>どの時点で辞退したのでしょうか。</p> <p>入札書の提出期間に辞退届が提出されています。</p> <p>埼玉県において1者入札は指名委員会で認められた案件を除き、競争原理が働いていないものとして原則入札不調としています。</p> <p>市内の応札可能な業者は、ある程度お互いに推測できるため、落札業者以外が全て辞退となっている状況は、入札経緯の透明性という点で疑問を感じます。</p> <p>入札後に辞退理由を確認しましたが、3者とも辞退理由に不審な点はございませんでした。こういった事態になった理由の一つとしては、設計金額を事前公表しておりますので、各者自身で積算した金額と折り合わなかったのだらうと思われます。</p> <p>また、営繕課で算定する設計金額は、埼玉県工事積算標準単価表の単価や、そこでカバーできないものは3者以上からの見積書をなどを基に積算しており、金額は適正なものと考えています。</p> <p>また、本案件は木造のものなので各者が得意でなかったことも推察されます。</p> <p>設計金額を上回る金額でも応札してもらう事で、設計金額が低いという意思表示に繋がるのではありませんか。</p>
委員	
契約課	
委員	
契約課	
委員	
契約課	
委員	
委員	
営繕課	
委員	

発言者	審議の内容
委員	<p>入札に参加した業者は少なくとも見積書を提出しなければならないルールとしたらどうでしょうか。</p>
契約課	<p>この工事は、一度不調となっており、対象業者の格付けをBからAに上げて、再度執行したものです。</p>
委員	<p>そういうことなら、埼玉県でも入札不調となった場合、入札経過を十分に調査し、再入札に至った場合は1者入札を認めている場合もあります。</p>
委員	<p>1回目の入札不調を受けて、営繕課としては設計額が低すぎたとう印象はありますか。</p>
営繕課	<p>当方では県の単価などを用いて標準的な積算をしておりますが、案件によっては受注され易いもの、受注され難いものもあろうかと思われま。しかしながら、その案件ごとに加減をするような積算の仕方はしておりません。</p>
委員	<p>埼玉県では、入札不調となった案件について業者へその理由を確認し、次回の入札の設計に反映させます。</p>
営繕課	<p>過去においては、業者へヒアリングを行い、2回目の入札の設計金額へ反映させた例もございます。</p>
委員	<p>民間工事では、入札不調になると発注者と受注者双方が、予算に合う様に折り合いを付ける為に話し合うこともあります。</p>
委員	<p>他にご意見がなければ、問題なしとしてよろしいでしょうか。</p>
各委員	<p>結構です。</p> <p>(意見等) なし</p>
委員	<p>「東所沢公園噴水及び噴水ポンプ小屋撤去等改修工事」 抽出理由：1者特命の随意契約である。</p>
契約課	<p>1者による特命の随意契約となった理由は何でしょうか。</p> <p>請負業者は Park-PFI 制度により当該公園の本体工事を整備しており、施工範囲が同一なことにより関連や連続性があること、当該公園を包含する「サクラタウン」のオープンに合わせるための工期短縮及び公園利用者の安全性確保等に配慮した円滑な施工ができるためです。</p>
委員	<p>こういった随意契約の案件は、他にもあるのですか。</p>
契約課	<p>市長部局において、今年度上半期で2件です。</p>
委員	<p>本件の別の手法として、原契約の増額の変更契約も考えられますが、それをしなかったのはなぜですか。</p>
公園課	<p>公募設置管理制度の基本協定を締結しております公益財団法人角川文化振興財団が発注している公園工事とは切り離して考える必要があったものです。</p>

発言者	審議の内容
	<p>(意見等) なし</p>
委員 契約課	<p>「所沢市中富地区農道築造工事」 抽出理由：入札参加は5者だったが、3者が辞退している。 それぞれの辞退理由は何ですか。</p>
委員 契約課	<p>辞退理由としましては、他の業務があるので受注できない、Cランクの工事では利益が出にくいとのことでした。</p>
委員 契約課	<p>入札を辞退した場合は、その後にペナルティーはあるのでしょうか。</p>
委員 契約課	<p>ございません。</p>
委員 契約課	<p>次回の指名の際に今回の実績が考慮されますか。</p>
委員 契約課	<p>されません。</p>
委員 契約課	<p>指名通知を受け取った際に辞意を表明した場合は、「辞退」になるのでしょうか。</p>
委員 契約課	<p>辞退届等で辞意を表明した場合は「辞退」、辞意を表明せず応札をしなかった場合は「入札書不着」としています。</p>
委員 契約課	<p>一般競争、指名競争問わず、応札可能業者は限られるのですか。</p>
委員 契約課	<p>はい、今回の案件では市内本店のCランクの業者ということで、5者に限定されます。</p>
委員 契約課	<p>本案件を一般競争入札で執行する選択肢は無かったのですか。</p>
委員 契約課	<p>本案件は設計金額が500万円未満なので、指名競争入札としました。</p>
委員 契約課	<p>辞退した3者は、設計図書を閲覧したのでしょうか。</p>
委員 契約課	<p>指名通知は確認されていますが、設計図書が閲覧されたかまでは分かりません。</p>
委員 契約課	<p>本案件を指名競争入札としている背景は何ですか。</p>
委員 契約課	<p>「所沢市公共調達改革」というものが平成20年に制定され、当時は設計金額が1,000万円以上のものは原則一般競争入札としていましたが、平成28年より設計金額が500万円以上のものを原則一般競争入札としています。</p> <p>設計金額500万円未満を指名競争入札としている理由は何ですか。</p> <p>中小企業育成の側面もございませう。</p> <p>業者育成という市の施策面としては、指名競争入札の必要もあるかと思われませう。</p>
	<p>(意見等) なし</p>

発言者	審議の内容
委員 総務課 委員 総務課 委員 総務課	<p>れていたものです。また、当該提案には価格提案書の提出もあり、その価格を予定価格としましたことから、落札率が100%になったものです。</p> <p>公募時の提案価格の検証は行いましたか。</p> <p>予算積算時に参考見積により設計額は算出し、その他要件も含めて適正な見積りであることを確認しています。</p> <p>公募時に金額の上限も示していますか。</p> <p>募集要項で「上限金額税込2,500万円以内」としました。</p> <p>競争入札ではなくプロポーザル方式を採用した理由は何ですか。</p> <p>本案件は国からの補助金を受け、補助対象が設計及び施工であり、その両方を同一年度に行わなければならなかったためです。</p> <p>(意見等) なし</p>
委員	<p>今回については、意見具申ということではなく議事録をもって市長に報告します。</p> <p>4 その他 なし</p> <p>次回の審議事案の抽出について 審議事案の抽出委員：小寺委員</p>